

## 障がいのある方に対する自動車税（環境性能割・種別割）・自家用の自動車（軽自動車を含む）の減免のご案内

### 【減免対象となる障がい等級】

項 目		障 が い 等 級	
		障がい者ご本人が運転する場合	障がい者ご本人以外の方が運転する場合
身	視 覚 障 が い	1 級 2 級 3 級 4 級	1 級 2 級 3 級 4 級
	聴 覚 障 が い	2 級 3 級	2 級 3 級
	平 衡 機 能 障 が い	3 級	3 級
体	音 声 機 能 障 が い	3 級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。）	—
	上 肢 不 自 由	1 級 2 級	1 級 2 級
	下 肢 不 自 由	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級	1 級 2 級 3 級
障	体 幹 不 自 由	1 級 2 級 3 級 5 級	1 級 2 級 3 級
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障がい	上 肢 機 能	1 級 2 級
		移 動 機 能	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級
が	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は 直腸・小腸の機能障がい	1 級 3 級	1 級 3 級
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい	1 級 2 級 3 級	1 級 2 級 3 級
	肝臓機能障がい	1 級 2 級 3 級	1 級 2 級 3 級
い	知 的 障 が い	総合判定 A	総合判定 A
	精 神 障 が い	1 級	1 級

**【所有要件】** ※18歳未満の身体障がい者、または知的・精神障がい者の場合は生計を一にする方が所有者でも可。  
障がい者本人が所有する自動車（自家用の自動車1台に限る。）

**【使用要件】** ※日常的介護者の運転が認められるのは、障がい者のみの世帯に限る。  
障がい者本人、生計を一にする方又は、日常的に介護する方

### 【減免の上限額】

自動車税（種別割） …45,000 円

自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割） …250 万円に税率を乗じて得た額（自動車は3%、軽自動車は2%の税率を乗じて得た額）

軽自動車税（種別割） …1 台分に限る

### 【必要書類】

- ①障害者手帳 ※軽自動車税(種別割)の減免申請時には、①②③⑥と印鑑が必要です。
- ②車検証
- ③運転をされる方の運転免許証
- ④同一生計証明書 又は 日常的介護者証明書 → 飯山市福祉事務所（市役所保健福祉課）で発行します。
- ⑤納税後の申請で還付が生じる場合は、納税義務者ご本人の口座振込先の確認できるもの
- ⑥マイナンバー（個人番号）に係る書類

### 【その他】

減免申請できるのは、普通自動車か軽自動車のいずれか1台のみです。

車を買替えた場合や障害等級が変更になった場合は、所定の場所でお手続きをしてください。

### ★お問い合わせ先★

自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免申請…総合県税事務所 北信事務所 0269-23-0204（直通）

軽自動車税（種別割）の減免申請 …飯山市役所 税務課 市民税係（5番窓口） 0269-67-0723（直通）